山形県	0.65	1.05	和歌山県	1.31	2.23
福島県	0.76	1.52	鳥取県	0.65	1.05
茨城県	1.37	2.86	島根県	0.65	1.05
栃木県	0.65	1.05	岡山県	0.65	1.05
群馬県	0.65	1.05	広島県	0.65	1.05
埼玉県	1.60	2.86	山口県	0.65	1.05
千葉県	2.27	3.53	徳島県	1.37	3.26
東京都	2.27	3.53	香川県	0.98	1.78
神奈川県	2.27	3.53	愛媛県	1.09	2.03
新潟県	0.70	1.22	高知県	1.37	3.26
富山県	0.65	1.05	福岡県	0.65	1.05
石川県	0.65	1.05	佐賀県	0.65	1.05
福井県	0.65	1.05	長崎県	0.65	1.05
山梨県	0.98	1.78	熊本県	0.65	1.05
長野県	0.65	1.05	大分県	0.98	1.78
岐阜県	0.70	1.22	宮崎県	0.98	1.78
静岡県	2.27	3.53	鹿児島県	0.65	1.05
愛知県	1.31	2.23	沖縄県	0.98	1.78
三重県	1.31	2.23			

（注１）上記の基本料率は、2015年９月30日の届出を１回目として３段階で保険数理上妥当な水準に達することを前提に算出した、２回目の改定における基本料率である。また、３段階の改定を行うことにより生じる保険料収入の不足分は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（2015年６月24日）で指摘されている「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点」を踏まえ、３段階の引上げ後に実施する改定にて回収措置を講じる。

（注２）前記３建物の構造区分がロ構造の契約のうち、2006年９月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、イ構造の料率に1.3を乗じた料率（小数点第３位を切捨て、イ構造の料率の1.3倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が2009年12月31日以前から継続している場合に限る。」

第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率⑵割引率ニ建築年割引率中「昭和56年６月１日」を「1981年６月１日」に改める。

第３地震保険契約の基準料率５長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率⑴長期係数の規定を次のとおり改める。

「⑴　長期係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件による契約に対する基準料率は、前記４の規定によって算出された料率に下記の長期係数を乗じたものとする。

保険期間	長期係数
２年	1.90
３年	2.80
４年	3.70
５年	4.60

」

第３地震保険契約の基準料率５長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率⑵未経過料率係数の規定を次のとおり改める。

「⑵　未経過料率係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件により保険料を返還または請求する場合は、下記の未経過料率係数表による。

経過年数／経過月数	２年契約		３年契約			４年契約				５年契約				
	０年	１年	０年	１年	２年	０年	１年	２年	３年	０年	１年	２年	３年	４年
１か月まで	91％	44％	94％	62％	30％	96％	71％	47％	23％	96％	77％	58％	38％	18％
２か月まで	87％	40％	92％	59％	27％	94％	69％	45％	21％	95％	75％	56％	36％	17％
３か月まで	84％	36％	89％	57％	24％	92％	67％	43％	18％	93％	74％	54％	35％	15％
４か月まで	80％	32％	86％	54％	22％	90％	65％	41％	16％	92％	72％	53％	33％	13％
５か月まで	76％	28％	84％	51％	19％	88％	63％	39％	14％	90％	71％	51％	31％	12％
６か月まで	72％	24％	81％	49％	16％	86％	61％	37％	12％	88％	69％	49％	30％	10％
７か月まで	68％	20％	78％	46％	14％	84％	59％	35％	10％	87％	67％	48％	28％	８％
８か月まで	64％	16％	75％	43％	11％	82％	57％	33％	８％	85％	66％	46％	26％	７％
９か月まで	60％	12％	73％	41％	８％	79％	55％	31％	６％	84％	64％	44％	25％	５％
10か月まで	56％	８％	70％	38％	５％	77％	53％	29％	４％	82％	62％	43％	23％	３％
11か月まで	52％	４％	67％	35％	３％	75％	51％	27％	２％	80％	61％	41％	21％	２％
12か月まで	48％	０％	65％	32％	０％	73％	49％	25％	０％	79％	59％	40％	20％	０％

（注１）上記に掲げる数字は、それぞれ当該長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率に対する割合を示す。

（注２）経過月数につき１か月未満の端日数は、１か月として計算する。」